

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第22号

Vol. 22

March. 2023



巻頭言 (池田 聡)	2
新人挨拶 (北村 優香子)	3
財産開示手続について (湯浅 靖)	4
メタバースに関する知的財産権 (西川 侑之介)	6
桃源郷と山トレッキング (三山 峻司)	8
いよいよ〇〇〇の仲間入り (阪口 誠)、 私の好きな料理 (松下 聡)	9
近況のご報告～ジム通い～ (安田 幸司)、 中央知的財産研究所研究員への就任 (矢倉 雄太)	10
出版案内	11

巻 頭 言

弁護士 池田 聡

向春の候、みなさまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

コロナ禍も約3年となりますが、ようやく克服される兆しが見え、かつての日常を取り戻すことができる日が近づいてきたように感じております。この間に、対面での接触を避けるため、Web会議を利用することや在宅勤務を行うことは当然の日常となりました。裁判実務においても、かつては遠方の裁判所であっても期日を電話会議で行うことすらできず、都度出頭する必要があったところ、現在では、裁判所がむしろWeb会議の利用を積極的に促しています。大阪地方裁判所の案件で、双方代理人に大阪の弁護士が就いているにもかかわらず、双方とも大阪地方裁判所に出頭せず、Web会議で期日を行うということも多々見られます。

もっとも、Web会議による期日や打ち合わせによって、対面と同じようにコミュニケーションを取ることができているかという点、全て代替できる訳ではないとも感じております。例えば、依頼者のみなさまからご相談いただく際においても、対面でのご相談の方がより幅広くお話を聞かせていただけるように感じますし、大学で担当しております講義につきましても、学生の反応を見ながら話をする対面での講義の方が、より良い内容となっているように感じます。Web会議での懇親会というものも経験はしましたが、対面での会食でのコミュニケーションを代替できるものではないように感じました。これから、コロナによる制限も緩和される方向となることで、場面に応じた方法をとることにはなるかと存じますが、私としましては、対面でのコミュニケーションの機会が増えることに魅力を感じておりますので、状況が許すのであれば、ぜひみなさまと直接お会いすることができればと存じます。

さて、当事務所は本年より、新たに北村優香子弁護士を迎えました。同弁護士は神戸大学法科大学院を修了して司法試験に合格した気鋭の弁護士であり、当事務所の中心的な業務である会社法務、知的財産法務に強い関心を持って日々研鑽を積んでおります。みなさまに貢献できる弁護士となってくれるものと期待しておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

新人挨拶

弁護士 北村 優香子

2022年12月より中之島シティ法律事務所に入所いたしました、弁護士の北村優香子と申します。

私は、神戸大学・同法科大学院を卒業した後、大阪で1年間の司法修習を修了し、この度、大阪の地で弁護士としてのスタートを切ることとなりました。生まれ育ったこの愛着深い地で、一つの夢であった弁護士として活動できますことをとても嬉しく思います。

私は、両祖父が経営者、父親が会社法学者という環境で育ちました。幼い頃、よく祖父の会社に遊びに行っては社員さんたちに遊んでもらったのがよい思い出です。母方の祖父は一昨年天国へ旅立ち、まだ元気でいてくれる父方の祖父も既に経営の第一線は退いていますが、私の目に映る両祖父は、人を引き付ける力と時代を読む能力に長けた、大変に情の深い人でした。祖父が実際に仕事をしている姿を間近で見たことはありませんでしたが、祖父が亡くなった頃、なんとなく祖父の部屋に入った際に、数えきれないほど多くの本が、それもどのももしっかりと読みこんだ形跡を残して並んでいたことに大変衝撃を受けたことを覚えています。祖父が若い頃からずっと書き続けてきた、何百冊あるかわからない量の経営ノートは、その一部をいただいて、今もお守り代わりとしてそばに置いています。

そして、そんな祖父を法律の面で時折サポートしていたのが父でした。会社法学者として、多くの人に頼られながら第一線で研究し続けている父と、経営者として心から尊敬する両祖父を見て、私には一体何ができるんだろうと悩んだ時期もありました。そんななかで、法律のプロフェッショナルではありながらも、法律以外の様々な能力が必要とされる弁護士という仕事なら、自分の良さを発揮できるのではないかと考え、この道を志しました。弁護士になってまだ3カ月ほどですが、一つのことを深く追求することが好きな私にとって、法律という学問の面白さに日々魅了されながら、弁護士という道を選んでよかったと改めて実感する毎日過ごしています。

また、私は好奇心が強く、幼い頃から様々な経験を積んできました。3歳から15年間エレクトーンを習い、中高時代は剣道部に所属し、また大学時代は英語舞台劇とウィンドサーフィン部にて活動しました。そのほかにも、ドラムや声楽、テニスにバトントワリングなど様々な習い事を経験してきましたが、そのどの経験も、今の私の大切な糧となっています。さらに、私は音楽や絵画といった芸術分野への関心が特に高く、また祖父の影響もあって、幼い頃から漠然と技術というものにも意識が向いていたことから、知的財産法に興味を持ちました。そしてやはり、父がそうであるように、私も日本を支える多くの企業様たちのサポートがしたいと思っています。今後は、会社法と知的財産法の分野で専門性を伸ばし、一日でも早く、皆様のお役に立てますよう、誠心誠意努力していく所存でございます。

もとより弁護士としての歩みを始めたばかりの若輩者ではありますが、何卒、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

財産開示手続について

弁護士 湯浅 靖

1. 財産開示手続とは

財産開示手続は、権利実現の実効性を確保する見地から、債権者が債務者の財産に関する情報を取得するための手続であり、債務者（開示義務者）が財産開示期日に裁判所に出頭し、債務者の財産状況を陳述する手続です。

例えば交通事故によって被害を被った場合、加害者に任意保険がない場合、仮に裁判を起こして判決を得たとしても、相手方に支払能力がない場合、泣き寝入りになってしまうケースが多く、判決のみを取得して回収不能のまま終了せざるを得ないことが多々発生していました。

平成15年の民事執行法改正によって創設された制度ですが、実効性が乏しく、債務者不出頭を含めて不開示となる事案が多数となっていました。

2. 改正法施行後の経過

令和2年に民事執行法改正法が施行され、その後申立件数が増加しています。令和3年9月19日の日本経済新聞によると、改正法施行後の令和2年は、前年の約7倍の申立件数となり、翌令和3年も令和2年を上回るペースで申立件数が増加しているとのことです。

その増加の背景にあるのは、不出頭等に対する罰則が強化された点にあります。改正前は「30万円以下の過料」だったのが、改正により「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金」となりました。そのため、裁判所から債務者に呼出状が送付される際、正当な理由なく出頭しなかった場合上記の罰則が適用されることが明記され、虚偽の陳述をした場合にも罰則が適用されることが明記されているため、訴状が送達されたに過ぎない場合と比べて、債務者に対する強制力が働くこととなります。そのような効果を狙って、申立件数が増加しているようです。

3. 手続を利用した者としての感想

① 実効性について

改正前にも複数回財産開示手続の申立を行ったことがありましたが、債務者側の欠席が多かったこと等の点から、動産執行と同様、執行不能と判断するための手段として申し立てているというのが実態で、実効性に欠けていることを実感するのみで終わっていました。

しかし、改正後に私が申立を行った案件の多数で、債務者の出頭が得られました。それらの案件は、交渉段階では当方からの電話連絡や書面による連絡に全く応答がなく、訴訟段階でも裁判所に一度も出頭せずに判決に至り、判決確定後も全く応答がないというケースが多いのですが、財産開示手続には出頭し、その場で初めて顔を合わせるようになるということが多いです。

このようにして、手続期日に出頭した債務者から、財産状況について陳述を得ることになりますが、宣誓の上で虚偽の陳述を行った場合罰則があるため、勤務先の名称や連絡先等を含めて、質問した内容について回答を得られることとなります。

実際には、財産開示手続が終了し、裁判官が退席した後に、債務者本人の財産状況を踏まえ、分割等の具体的な条件をその場で話し合い、後日書面化することが多いです。

このようにして、交通事故の物損事案等、少額の賠償事案であるにもかかわらず、相手方から何ら対応がなされずに泣き寝入りに終わらざるをえなかったケースにおいても、回収できる可能性が残っているという点で、有意義な制度になっていると思われれます。

② 利用する上での課題

・虚偽の陳述

前述のとおり、出頭しないことについての罰則が強化されたため、呼出状が送付されることにより、出頭自体はなされることが多くなりました。また、虚偽の供述を行った場合も罰則が適用されることにはなりません。

しかし、「虚偽」であることは、事実上債権者が立証しなければならないため、債務者が不誠実な回答を行っていることが供述態度から見受けられるとしても、虚偽の回答を抑止することは難しい面があり、債権者の心情を害する結果になる場合もありえます。可能な限り、有益な情報を予め入手しておくことが必要になると思われれます。

・公示送達の場合

債務者が転居した等の事情により、裁判所から呼出状を送付する住所を特定することができない場合、公示送達となってしまうことがあります。この場合、そもそも呼出状が債務者の手元に来ていないため、正当な理由なく出頭しなかった場合には該当しないと判断され、罰則を適用することができないという結果になることが考えられ、債務者側の事情であるにもかかわらず、罰則の適用を免れるという不合理な結果になることが生じ得ます。この点、一般社団法人金融財政事情研究会発行の「Q & A 令和元年改正民事執行法制」の39頁では、「個別具体的な事案における事実と証拠に基づいて、この『正当な理由』があるかどうか判断されることとなると考えられます。」と記載されており、罰則適用の余地がありそうですが、公示送達に至った原因等の点から、個別の事案ごとに判断する必要があるようです。

メタバースに関する知的財産権

弁護士 西川 侑之介

1. メタバースとは

昨今、「メタバース」という言葉を頻繁に耳にするようになりました。過去にも、リンデンラボ社の「Second Life」のように仮想空間が注目を浴びた時期はありましたが、近年は暗号資産やNFTに対する期待の高まりを受けて、再び仮想空間内での商取引に対して熱い視線が注がれています。

メタバースの定義は論者や語られる文脈によって様々ではありますが、日本バーチャルリアリティ学会は、メタバースたる条件として、①三次元のシミュレーション空間を持つこと、②自己投射性のためのオブジェクト（アバター）が存在すること、③複数のアバターが同一の三次元空間を共有できること、④空間内にオブジェクト（アイテム）を創造することができることを挙げています。

2. メタバースと著作権

仮想空間のベースとなる環境を構築するにあたっては、渋谷区公認の配信プラットフォーム「バーチャル渋谷」のように、現実世界の街並みを再現する場合があります。建築の著作物に該当するような建築物を含めて仮想空間で再現する場合には、これらの著作権との関係が問題となりますが、建築の著作物は、著作権法 46 条による緩やかな例外が設けられていることからすれば、これを 3DCG 化することは著作権侵害とはならないものと考えられます。ただし、現実世界の建築物に大きくデフォルメを施すような場合には、同一性保持権（著作権法 20 条 1 項）との関係が問題となり得ます。

建築物の看板・ポスターの写り込みに関しても、著作権法 30 条の 2（令和 2 年改正法）に定める複製伝達行為として、適法となる可能性があります。ただし、同条によっても「正当な範囲内」の利用にとどめられる必要があります。

また、仮想空間内で使用するアイテムとして家具やアバターの服等についても、著作物性が肯定されるような現実世界の物を 3DCG 化して利用する場合には、複製権・翻案権・公衆送信権侵害が問題となります。

仮想空間内で利用するアイテムについては、現実世界における、いわゆる応用美術とは異なる観点から、その著作物性が判断されるべきではないかという議論があります。すなわち、工業製品や服、カバン等といった量産品については、著作権法と意匠法の保護範囲の区別の見地から、その著作物性が認められるためには「美的鑑賞の対象となり得る高度の美的創作性」が要求されます。しかしながら、仮想空間のアイテム（3D データ）については、後述のとおり意匠法の保護対象にあたらぬものと考えられるため、従来の応用美術の理論は妥当せず、高度な美的創作性がなくとも著作物性が認められるのではないかという見方があります。

3. メタバースと商標権

仮想空間内で商取引が行われるうえで、仮想空間上の店舗やアイテムなどに対してロゴマークが表示されることもあります。商標権の効力との関係において、仮想空間内で販売するアイテム（データ）と、現実世界の（リアルな）指定商品・役務が類似するのかが議論となっています。米国では、エルメスの代表的なハンドバッグである「バーキン」を NFT 化し、「MetaBirkins」として販売したクリエイターが商標権侵害で提訴されており、同訴訟においては、現実世界のバッグ商品と NFT 化した「MetaBirkins」とが混同されるおそれがあるか争われています。

このような議論を受けて、ファッション業界をはじめとした、メタバース展開を視野に入れる企業は、以前から保有していた現実世界の商品を指定商品（第 25 類「衣服」など）とする商標登録に加え、仮想空間で提供するデジタルデータ（「デジタル衣服」など）を指定商品・役務（ダウンロードできる形式で提供する場合は第 9 類、ストリーミングなどダウンロードできない形式で提供する場合には第 41 類など）とする商標の出願・登録を進める動きがあります。

4. メタバースと意匠権

仮想空間内のアイテムにつき、（現実世界の）物品の意匠として登録されている可能性もあります。ただし、意匠権の効力は、意匠にかかる物品をその用途、機能に従った使い方で用いることに対して及ぶものですので、物品について登録した意匠権は、仮想空間上でのデザインの利用に及ばない可能性があります。

そこで、意匠法との関係においては、3DCG を画面に表示させる際の「画像意匠」としての保護が問題になるものと考えられます。画像意匠として保護されるのは、あくまで機器の機能に関する画像（操作画像・表示画像）に限られており（意匠審査基準（令和 3 年 3 月 31 日改訂版）第 IV 部第 1 章 6. 1. 3 参照）、メタバース関連の登録意匠としては、アバターの身振りや参加者人数の状況を仮想空間上に表現し、現実の会場環境に近い状況を表示する画像が登録されている例が存在します。

5. おわりに

メタバースにおける知的財産の取り扱いについては、アイテム等がデータであるという特性から、現実世界の物とは異なる観点で法的性質を検討しなくてはならない場面が存在します。仮想空間内の商取引に関する議論はまだ過渡期にあるため、今後の議論の集積や司法判断が待たれます。

桃源郷と山トレッキング

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

桃源郷は確かにある。それは見ようとして見ていない、近くにあつて気づこうともしないすぐ手の届くところにある。

パソコンや携帯の画面にせかされる日常生活から離れ、自分の体を通して身体を感じ取り、自分自身に向き合い、自然に直に触れ再発見する場所がある。



〈写真① 相ノ山から平荘湖を臨む〉

2021年4月18日に始まった低山のトレッキングは、同年に38回、2022年に47回と通算85回となり、本年1月に2回（通算87回）を数えるようになった。

本年1月4日の最初のトレッキングは、加古川の平荘湖周縁の連山であった。平荘湖を時計と反対周りに升田山から獄山、飯盛山山頂に至り、相ノ山、洞貝山、黒岩山から行者山を経て、再び升田山に戻った（写真①②）。登山口（桃源郷への洞穴の口）に足を踏み入れて、山中ですれ違った人は3組だけであった。同月22日には12山の頂上をいっきに踏む小野アルプスの縦走路を完歩した（写真③）。いずれも低山ながらロッキーで、登りごたえのあるトレッキングになった。



〈写真② 洞貝山から
馬ノ頭池方面を臨む〉

自分の体力と足だけを頼りに自分に釣り合ったペースでゆっくりと進む。



〈写真③ 紅山の岩稜を下る〉

それは体力の限界に挑み、快挙を求め、他者と競いあうような山登りではない。歩くリズムに忘れていた感覚を思い起こす。自然は見せかけのものではなく一体感となって包み込んでそこに感じ取れ、それに触れ自分の内面が洗われていく豊かな時間が流れていると感じる。

歩くのに疲れてもそれは強いられたものではない。心地よい疲労感として、自力でやり遂げたという満足とともに、自然に受け入れられる。

道迷いと怪我にだけは気を付けているが、こんな桃源郷の出入口が近くにあることに気付いたのは、ほんの2年ほど前のことである。それは陶淵明が『桃花源記』に描く漁師が桃の咲く川筋に迷い込み山中の滝の洞穴に入ってしまった桃源郷そのものだ。『桃花源記』の桃源郷はようとしてその場所は知れず、再訪できなかつたが、この桃源郷は、1日あれば何時でも行って戻ってこれる場所にある。現実存在するいわば「どこでもドア」なのである。

いよいよ〇〇〇の仲間入り

弁護士 阪口 誠

私も本年5月で満65歳となり、いよいよ高齢者の仲間入りとなります。子ども達も全員社会人となり、親としての責任も一応果たすことができました。

友人の中には、再雇用も終了し、悠々自適な生活を謳歌している人もいれば、まだまだ仕事をすると頑張っている人もいます。

幸い弁護士には定年がないので、体力と気力があればいつまでも仕事を続けることができるのですが、老害にはなりたくないですし、最近は長文且つ難解な論文を目の当たりにすると腰が引けてしまうこともあるというのが偽りざるところです。ただ、これまでの経験から養われてきた閃き（事件の筋を理解したり、解決に向けての方針立て）についてはまだまだ若手には負けないつもりで、難解な事案については若手弁護士とタッグを組んで事案に取り組んでおります。

誰が65歳から高齢者と決めたのか分かりませんが、これからも体力と気力を持ち続け、誠実に与えられた仕事に取り組んでいきたいと考えております。

私の好きな料理

弁護士 松下 聡

私はもう長いこと一人住まいをしているのですが、手先が不器用なのと、周囲に外食の店が豊富過ぎるのもあって、料理が得意になることも全くなく過ごしてきました。しかし、そんな私がよく作っている、簡単に作れてご馳走に感じる料理「鶏肉のトマト煮込み」がありますので、ご紹介したいと思います。包丁を全く使わずに済ませることにこだわったメニューです。

用意するもの（3食分）：鶏のもも肉：3枚 トマト缶（カット）：400グラム1缶
水：400ml みじん切り済の冷凍タマネギ：50グラム程度 コンソメスープの素：
水800ml分 ローリエ：1枚 ケチャップ：好みに応じて適量

作り方 材料を全て圧力鍋に入れて加熱し、圧力がかかった状態になったら柔らかさの好みに応じて保温で30分～2時間程度加熱すれば出来上がりです。深めのお皿に1枚まるごと盛り付け、スープも入れて食べましょう。

これをご馳走に感じるのは、ひとえにローリエを入れたことによります。味付けはコンソメだけなので、失敗することはまずありません。鍋で2時間もかかるのは簡単ではないと思われる方もいるかもしれませんが、手間はかからないので、時間はあるが包丁を使うのは面倒だと思われる方は、ぜひお試しください。

近況のご報告 ～ジム通い～

弁護士・ニューヨーク州弁護士 安田 幸司

アメリカ留学から帰国して約5年が経過しました。アメリカ留学中はアパート内にジムがあったり、ロースクール生同士でソフトボールをしたりなど、色々と運動をする機会があったのですが、帰国後はめっきり運動をする機会が減ってしまいました。そして、体重は増える一方・・・。

いい加減体重を落としたいなと思い、昨年11月末からジムに入会し、以降、週に2～3回のペースでジムに通っています。食事制限をして体重を落とすことも考えたのですが、私は食べるのが好きなので、食事制限はせずに運動をして痩せる方法を選択しました。

ジムでは、まずマシンを使って筋トレをし、その後に50分程度ランニングマシンで走るといった運動をしています。今のところ順調に体重は減っており、約3ヶ月で3キロの減量に成功しました。

年末まではジム通いを継続させることができればいいのですが・・・。

近況のご報告 —中央知的財産研究所研究員への就任—

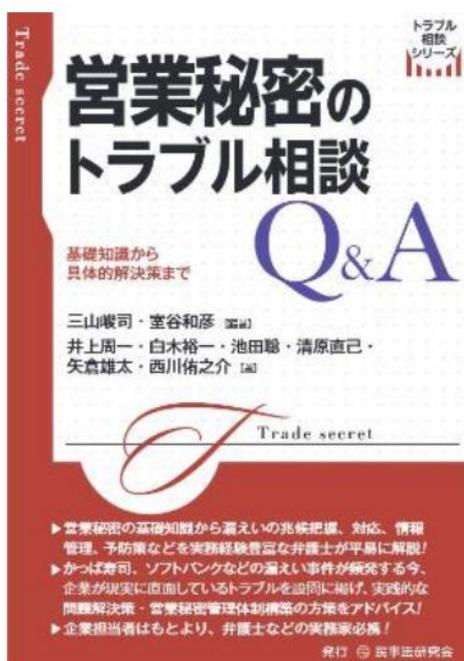
弁護士・弁理士 矢倉 雄太

当所のホームページの「トピックス」欄などではご案内しましたが、この度ご縁を頂き、昨年11月から、日本弁理士会の附属機関である「中央知的財産研究所」の研究員の委嘱を受ける運びとなりました。

私の所属する部会では、「Society5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究」という大きなテーマを掲げ、当該テーマに即しつつ、各研究員が、メタバースやWeb3、AIなどの先端技術分野と知的財産が絡む問題などを個別に取り上げて、研究を開始しています（日本弁理士会ウェブサイト（中央知的財産研究所）https://www.jpaa.or.jp/about-us/attached_institution/property/）。

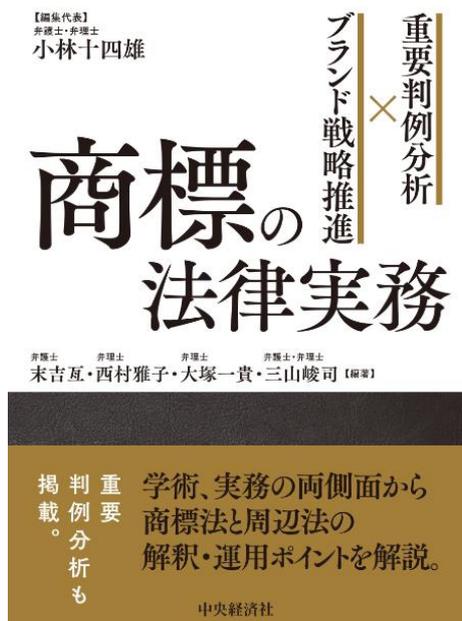
研究会に参加する度、他の研究員の先生方の深いご高察に大変勉強させていただき、貴重な機会を頂いたことを大変有難く感じております。私も、弁護士業務と並行しつつ、メタバースと知的財産が絡む問題について研究を継続しており、博士論文作成時以来の本格的な研究に頭を悩ませながらも、おかげさまで充実した日々を過ごしております。未だ少し先になりますが、研究の成果は、日本弁理士会から発行されております「パテント」という雑誌に掲載される予定ですので、公開された暁には、ご笑覧いただけますと幸いです。

◇ 出版案内 ◇



当事務所弁護士三山峻司、同池田聡、同矢倉雄太及び同西川佑之介ほか4名の弁護士（室谷和彦先生、井上周一先生、白木裕一先生、清原直己先生）のご協力の下で執筆した『営業秘密のトラブル相談Q&A』が令和4年11月30日に株式会社民事法研究会より出版されました。

営業秘密の基礎知識から漏えいの兆候把握、対応、情報管理、予防策などを多くの企業が現実に直面しているリアルな設問とケースに基づく工夫が凝らされQ&A形式でわかりやすく解説したものです。本文は全300頁弱とコンパクトな書籍ながら、実務的な記載も充実しており、企業ご担当者の方のお手元に置いていただきやすい書籍となっております。



『重要判例分析×ブランド戦略推進 商標の法律実務』（編集代表小林十四雄／中央経済社 2023年2月発刊）に事務所弁護士・弁理士三山峻司が編著者として「第2章 第2節 3. 商標侵害訴訟の侵害主張に対する抗弁」を執筆させていただき、事務所弁護士・弁理士・法学博士矢倉雄太が「第2章 第2節 5. デジタルネットワーク環境の利用態様が絡む事例」を執筆させていただきました。

本書の構成は、

- 第1章 本書の背景事情と本書の構成
- 第2章 商標法の今日的課題
 - 第1節 研究者の観点から
 - 第2節 実務家の観点から
- 第3章 「商標と周辺法」に関する実務的課題
 - 第1節 商標と不正競争
 - 第2節 意匠と商標
 - 第3節 商標と著作権
 - 第4節 商標と独占禁止法
 - 第5節 個別検討

第4章 2013年以降の商標関連判決の解説集－30選となっております。



所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司
社会福祉士

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士 矢倉 雄太
法学博士

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士 西川 侑之介

弁護士 湯浅 靖

弁護士 安田 幸司
N Y州弁護士

弁護士 北村 優香子

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http:www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

